

第3章 アルコール健康障害対策の基本的な考え方

1 基本理念

基本法第3条の規定により次の事項を基本理念として、アルコール健康障害対策を行います。

- (1) アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた人とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。
- (2) アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自死等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生じるこれらの問題に関する施策との有機的な連携を図ります。

2 取組方針

アルコール健康障害対策については、これまで、市町村や保健所、精神保健福祉センターが連携して取り組んでおり、保健所を中心とした相談や家族教室等、精神保健福祉センターによる市町村、保健所職員等を対象とした研修等を行ってきました。東日本大震災後は、応急仮設住宅（プレハブ）・民間賃貸借上住宅・災害公営住宅に入居されている方々の健康調査を実施し、「朝又は昼から飲酒」や「多量飲酒」者の割合が高まっていることや、アルコール関連問題の相談が急増しているなど、アルコール関連問題が顕在化し、震災後の大きな健康課題になっています。

こうしたアルコール関連問題に対応するため、沿岸市町の中には、アルコール依存症の治療を行える医療機関の協力を得ながら、保健所やみやぎ心のケアセンターと連携し、啓発や相談、断酒会の育成、支援関係者に対する研修等に取り組んできました。また、スクリーニングによる早期発見や節酒指導による早期介入については、取り組みやすく、効果があることから、市町においても導入が始まっています。

県では、沿岸市町における震災からの取組を全県に拡大し、発生予防、進行予防及び再発予防の切れ目のない取組を行政、精神科及び内科等の医療機関、断酒会等の自助グループ、教育機関、企業、警察等の関係機関との連携を強化して、推進することとしています。

(1) 発生予防

正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

飲酒に伴うリスクやアルコール健康障害について正しく理解した上で、お酒と付き合い合える社会をつくるための、教育・啓発の推進や酒類関係事業者による不適切飲酒の防止を促進します。

(2) 進行予防

イ 誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり

保健所や精神保健福祉センターを中心としたアルコール関連問題の相談支援の場所を確保し、市町村等の関係機関や自助グループ及び民間団体との連携を進めるとともに市町村等の特定保健指導等を強化し、アルコール健康障害の予防からアルコール関連問題に対する適切な指導、相談及び社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。

ロ 医療における質の向上と連携の促進

アルコール依存症に関する医療の質の向上を図るとともに、アルコール健康障害への早期介

入を含めた一般医療機関と専門医療機関との連携を推進します。

(3) 再発予防

アルコール依存症者が円滑に回復及び社会復帰するための社会づくり

アルコール依存症者の回復，社会復帰が円滑に進むよう，社会全体でアルコール依存症並びにその回復及び社会復帰について，理解を促進するとともに，自助グループ等の民間団体の活動を支援し，連携を推進します。

(4) 基盤整備

イ 相談及び治療等の拠点の整備

アルコール健康障害の相談拠点を明示するとともに，アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を定め，支援体制の整備を進めます。

ロ 人材育成・確保

アルコール健康障害対策を発生予防，進行予防，再発予防の各段階において効果的に推進するため，保健，医療，福祉及び教育等の各分野において，知識や技術等の習得を目的とした研修等を実施し，人材育成・確保を図ります。

3 重点目標

基本理念及び取組方針を基に次の2つを重点目標とします。

重点目標1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたりアルコール健康障害の発生を予防する

【目標項目（数値目標）】

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底することにより、以下の目標を達成します。みやぎ21健康プランで定められた目標値に準拠しています。

指標（数値は年度）	ベースライン値 (H22) (2010)	(参考) 最新値	目標値
生活習慣病のリスクを高める量を 飲酒している人の割合の低減	(H22) (2010)	(H28) (2016)	(2022)
	14.9% (成人男性)	17.0% (成人女性)	12.0% 6.0%
妊娠中の飲酒をなくす	(H23) (2011)	(H28) (2016)	(2022)
	2.2%	0.6%	0.0%

重点目標2 アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する

【目標項目（数値目標）】

地域の相談窓口を担う保健所や、市町村、保健所に専門的・技術的な支援を行う精神保健福祉センターを相談拠点として位置付け、相談体制の充実を図ります。

アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を指定し、医療体制を整備します。

指標	目標
地域における相談拠点の明示	保健所及び精神保健福祉センターを相談拠点として位置付ける。
アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関	専門医療機関を1か所指定する。
アルコール関連問題に対応するため関係機関との連携体制の構築	アルコール健康障害対策推進会議（仮）を設置する。

<参考>

取組方針と重点目標について

